

4 危機管理の体制とアクションリスト

1 内在的要因による事象

| 項目 | 内容 | ポイント | 担当者 |
|--------------|--|--|--------------------------------|
| 1 危機事象の認識 | <p>危機事象の発覚は、通常以下のいずれからかとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報 ・問い合わせ相談窓口 ・関係者からの申告 ・目撃証言 ・コーチ、スタッフ等からの報告 ・外部からの報告 | <p>危機事象に関する情報の受け入れ窓口には様々なケースが想定される。ポイントとしては、情報を受けた者は、情報は分散させず、会長、副会長、専務理事、担当委員長に報告する。</p> | <p>専務理事 担当委員長 事務局長</p> |
| 2 情報集約 | <p>会長、副会長、専務理事、担当委員長に集約する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を共有する者を限定する。 | <p>この段階では、左に定める者以外には報告を行わない。これまでの他団体等での失敗事例では、初期段階に多くの者が関わるほど、不正確な情報発信が行われ混乱を招くとともに、発信元となった理事等個人が攻撃的取材の対象となる可能性が高まる。</p> | <p>専務理事 事務局長</p> |
| 3 暫定的対応 | <p>事案によっては、被害の拡大、継続を防止するため即座に暫定的な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定的対応は、専務理事（場合によっては担当委員長も含む）が決定し、会長が発する。 ・専務理事が不在な場合は、会長が直接的な判断を行う。 | <p>事案によっては、追加的被害を抑制するために、暫定的対応を可及的速やかに行う必要がある。</p> | <p>専務理事 担当委員長</p> |

| 項目 | | 内容 | ポイント | 担当者 |
|----|--------------------|--|---|----------------|
| 4 | 事実確認調査 | <p>その内容に応じて、該当委員会等に振り分ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会は、初期対応を行う。 ・倫理委員会は、倫理規程等に反し、処分に関する手続きを行う。 ・当協会による調査では、公平性が損なわれる可能性がある場合には、第三者委員会を設置し、外部委託する。 | <p>事実確認・調査は機動的に行い、可能な限り早急に対応策をまとめる。</p> <p>後に策定する再発防止策のために原因説明を必ず行う。</p> | 総務委員会 倫理委員会 |
| 5 | 情報管理 | <p>メディア及びスポンサー等への対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア対応担当者を決めて、窓口を一本化する。 ・メディア対応担当者用の質疑応答を作成する。 ・外部公表については、総務委員会等で協議し、決定する。 | <p>事実調査を行っている間にメディア等から取材が来る可能性がある。</p> <p>当協会としてコンシステントな情報発信を行うために情報発信源を一つとすることが重要。</p> | 専務理事 事務局長 |
| 6 | コンプライアンス関連事案に関する処分 | <p>行為者を必要に応じて処分する。</p> <p>処分は当協会倫理規程に即して倫理委員会で協議し、会長が行う。</p> | <p>理事等役員が処分される場合には、倫理委員会を経て理事会に諮る必要がある。</p> | 倫理委員会 総務委員会 |

| 項目 | | 内 容 | ポイント | 担当者 |
|----|------------|--|--|-----------------------|
| 7 | 統括団体に対する報告 | <p>統括団体である公益財団法人日本オリンピック委員会やその他関係団体に適宜報告の必要があれば実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速さが求められる場合には、第一報とし、必要に応じて追って詳細な報告書を提出する。 ・処分賢者が他に存在するときは詳細な報告書をまとめる。 | <p>報道機関等が報道する前に報告を終えておくことが望ましい。</p> <p>完全な報告書が出来ればよいが、そうでない場合でも、第一報として簡単な報告書を作成する。</p> | 事務局 総務委員会 倫理委員会 |
| 8 | 被害者救済 | <p>被害者に対するケアについて、どのような対応が出来るか検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的なケア ・組織的ケア ・加害者との関係の配慮 | <p>特に、加害者との接触の可能性がある場合（チーム内、練習環境等）加害者の処分からの復帰後も見据えて考える必要がある。</p> | 医科学委員会 総務委員会 |
| 9 | 再発防止策の策定 | <p>再発防止策を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク事象の生起の原因・誘引の特定とその排除あるいは抑制 ・行為者本人に対するもの（個別研修） | <p>再発防止策は、広く多角的観点から策定する。</p> <p>本人に対する研修は、処分直後と処分が終了した時点の2回行う。</p> | 総務委員会 事務局長 |

| 項目 | | 内容 | ポイント | 担当者 |
|----|----------|--|---|--------------|
| 10 | 再発防止策の実施 | 再発防止策を策定したら、必ず実施する。 ・研修 ・原因事情排除のための対応策の実施。 | 実施担当者を決めて、継続的に行う。 必要に応じて、毎年行うことも考える。 | 各委員会 事務局 |
| 11 | 全体的な振り返り | 対応全体を通じて、当協会の危機管理対応手順や規程等に不備がなかったか、改良すべき点がないか検討する。 | 内部規定の変更等は躊躇せず実施する。 | 総務委員会 事務局 |

| 項目 | 内容 | ポイント | 担当者 |
|----|----|------|-----|
|----|----|------|-----|

2

外来的要因による事象

| | | | | |
|---|-----------|--|---|--------------|
| 1 | 危機管理事象の認識 | <p>危機管理事象は、通常は以下のいずれかから明らかとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道等 ・所管する統括団体からの通報 ・国際連盟からの通知 | どこから情報が来ても、知るべき人が知る状況を作る | |
| 2 | 情報共有 | 会長、副会長、専務理事、担当委員長、事務局長で情報共有する。 | 危機管理対応に必要な部署を見極めて早期に情報共有する。 | 専務理事 事務局長 |
| 3 | 暫定的対応 | <p>事象によっては、被害の拡大、継続を防止するため即座に暫定的対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定的対応は、専務理事が決定し会長が発する。 ・専務理事不在の場合には、会長が直接的に判断を行う。 | 事象によっては、追加的被害を抑制するために、暫定的対応を可及的速やかに行う必要がある。 | 専務理事 事務局長 |

| 項 目 | | 内 容 | ポイント | 担当者 |
|-----|------|---|--|-------------------------------|
| 4 | 現状確認 | 被害状況の確認等現状確認を行う。 ・事象が地方で発生した場合には、現地県協会等の協力を得て現状確認を行う。 | 事象によっては、現状確認が不要、不可能な場合もある。 | 専務理事 事務局長 各担当委員長 |
| 5 | 対応 | 対応は、総務委員会と担当委員会で決定する。 迅速かつ柔軟な対応が求められる場合には、超法規的対応として会長、副会長、専務理事、担当委員長に権限を集中させて対応に当たる。 | 対応に慎重さが求められる場合と、迅速かつ柔軟さが求められる場合がある。後者においては、超法規的対応をした場合には事後的に権限に応じて総務委員会や理事会の承認を得る。 | 理事会 総務委員会 専務理事 担当委員会 |
| 6 | 広報 | 当協会としての対応や方針を早期に公表する。 | 社会的混乱を生じさせないように早期に告知する必要がある。 | 広報委員会 事務局長 |

| 項目 | | 内容 | ポイント | 担当者 |
|----|-----------|---|---|----------------|
| 7 | 個別相談窓口の設置 | 事象に応じて、個別に相談できる窓口を開設する。 | 関係者の不安を解消させる努力を行う。 | 事務局 |
| 8 | 事後的対応 | 超法規的対応を行った場合には、事後的に総務委員会や理事会の承認を得る。 | 超法規的対応に非があった場合には、対応に当たった理事の責任が追及できるようにする。 | 総務委員会 |
| 9 | 全体的な振り返り | 対応全体を通じて、当協会のリスク対応手順や規程等に不備がなかったか改良すべき点がないかを協議する。 | 内部規定の変更等は躊躇せずに行う。 | 総務委員会 倫理委員会 |